国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程新旧対照表

前

(前 略)

(1箇月単位の変形労働時間制)

第16条 業務の都合上特別の形態によって勤務す 第16条 る必要のある教職員については、1箇月以内の一 定期間を平均し1週間の勤務時間が38時間45 分を超えない範囲において、週休日及び勤務時間 を別に割り振ることがある。

正

2 別表第3の教職員の割振り単位期間、週休日、 始業及び終業の時刻及び休憩時間は、同表に定め るところによる。

(後略)

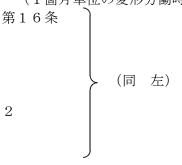
(中略)

(後略)

別表第3 (第16条関係)

教職員の区	割振り単位	週休日	始業及び終	休憩時間			
分	期間		業の時刻				
(略)							
総務部に勤	4 週	総務部長	午前 9 時 30	正午から午			
務する職員	間	が指定す	分から午後 6	後1時まで			
のうち、総		る8の1	時 15 分まで				
務部長が指		日勤務日					
定する者							
	分 総務部に勤 のうち、が 務部長が指	分期総務部に勤 4 週務する職員 のうち、総 務部長が指	分期(略総務部に勤 4 週 総務部長務する職員間のうち、総のうち、総務部長が指お指定する8の1日勤務日	分期業の時刻総務部に勤 4 週 総務部長 午前 9 時 30 が指定す 分から午後 6 る8の1 時 15 分まで 日勤務日			

(1箇月単位の変形労働時間制)



改

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

正

後

教職員の区 分調制週休日 業の時刻始業及び終 業の時刻休憩時間 業の時刻共用施設アセットマネジメントセンターに勤務する職員のうち、共用施設アセットマネジメントセンター長が指定する者4週 100 200 	別表第3 (第16条関係)								
大田施設ア 4 週 共用施設 子前 8 時 45 子後 0 時 30 分から午後 1 時 30 分まで 上ットマネジメ シトセン ター長が 指定する 用施設アセットマネジ メントセン ター長が 指定する 8 の 1 日 勤務日 上野 11 時か ら午後 4 時 まで 午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで 午後 3 時から午後 3 時まで 午後 3 時から午後 4 時まで 千後 3 時から午後 4 時まで 日本	教職員の区	割振り単位	週休日	始業及び終	休憩時間				
共用施設ア セットマネ ジメントセンターに勤務する職員 のうち、共用施設アセットマネジメ リトマネジメ ター長が指定する者共用施設アセットマネジメ カルら午後 7 特15 分まで 中前 10 時 30 分から午後 7 時 15 分まで 午後 2 時から午後 3 時から午後 3 時から午後 4 時まで 午後 3 時から午後 4 時まで 午後 3 時から午後 4 時まで 午後 0 時 30 分から午後 9 分から午後 9 分から午後 9	分	期間		業の時刻					
共用施設ア セットマネ ジメントセンターに勤務する職員 のうち、共用施設アセットマネジメ リトマネジメ ター長が指定する者共用施設アセットマネジメ カルら午後 7 特15 分まで 中前 10 時 30 分から午後 7 時 15 分まで 午後 2 時から午後 3 時から午後 3 時から午後 4 時まで 午後 3 時から午後 4 時まで 午後 3 時から午後 4 時まで 午後 0 時 30 分から午後 9 分から午後 9 分から午後 9									
共用施設ア セットマネ ジメントセンターに勤務する職員 のうち、共用施設アセットマネジメ リトマネジメ ター長が指定する者共用施設アセットマネジメ カルら午後 7 特15 分まで 中前 10 時 30 分から午後 7 時 15 分まで 午後 2 時から午後 3 時から午後 3 時から午後 4 時まで 午後 3 時から午後 4 時まで 午後 3 時から午後 4 時まで 午後 0 時 30 分から午後 9 分から午後 9 分から午後 9									
共用施設ア セットマネ ジメントセンターに勤務する職員 のうち、共用施設アセットマネジメ リトマネジメ ター長が指定する者共用施設アセットマネジメ カルら午後 7 特15 分まで 中前 10 時 30 分から午後 7 時 15 分まで 午後 2 時から午後 3 時から午後 3 時から午後 4 時まで 午後 3 時から午後 4 時まで 午後 3 時から午後 4 時まで 午後 0 時 30 分から午後 9 分から午後 9 分から午後 9									
セットマネ ジメントセ ンターに勤務する職員 のうち、共 用施設アセ ットマネジ メントセン ター長が指定する者 アセット ター長が 指定する 8の1日 勤務日 中前 10 時 30 分から午後 7 分から午後 7 分から午後 7 分から午後 2 時 15 分まで 午後 2 時か ら午後 3 時 まで 午後 3 時か ら午後 4 時 まで 午後 3 時か ら午後 4 時 まで 午後 3 時か ら午後 4 時 まで 年後 3 時か ら午後 4 時 から午後 4 時 まで 年後 3 時か ら午後 4 時 から午後 4 時 なりから午後 9 分から午後 9 分から午後 4									
セットマネ ジメントセ ンターに勤務する職員 のうち、共 用施設アセ ットマネジ メントセン ター長が指定する者 アセット ター長が 指定する 8の1日 勤務日 中前 10 時 30 分から午後 7 分から午後 7 分から午後 7 分から午後 2 時 15 分まで 午後 2 時か ら午後 3 時 まで 午後 3 時か ら午後 4 時 まで 午後 3 時か ら午後 4 時 まで 午後 3 時か ら午後 4 時 まで 年後 3 時か ら午後 4 時 から午後 4 時 まで 年後 3 時か ら午後 4 時 から午後 4 時 なりから午後 9 分から午後 9 分から午後 4									
セットマネ ジメントセ ンターに勤務する職員 のうち、共 用施設アセ ットマネジ メントセン ター長が指定する者 アセット ター長が 指定する 8の1日 勤務日 中前 10 時 30 分から午後 7 分から午後 7 分から午後 7 分から午後 2 時 15 分まで 午後 2 時か ら午後 3 時 まで 午後 3 時か ら午後 4 時 まで 午後 3 時か ら午後 4 時 まで 午後 3 時か ら午後 4 時 まで 年後 3 時か ら午後 4 時 から午後 4 時 まで 年後 3 時か ら午後 4 時 から午後 4 時 なりから午後 9 分から午後 9 分から午後 4									
セットマネ ジメントセ ンターに勤務する職員 のうち、共 用施設アセ ットマネジ メントセン ター長が指定する者 アセット ター長が 指定する 8の1日 勤務日 中前 10 時 30 分から午後 7 分から午後 7 分から午後 7 分から午後 2 時 15 分まで 午後 2 時か ら午後 3 時 まで 午後 3 時か ら午後 4 時 まで 午後 3 時か ら午後 4 時 まで 午後 3 時か ら午後 4 時 まで 年後 3 時か ら午後 4 時 から午後 4 時 まで 年後 3 時か ら午後 4 時 から午後 4 時 なりから午後 9 分から午後 9 分から午後 4									
セットマネ ジメントセ ンターに勤務する職員 のうち、共 用施設アセ ットマネジ メントセン ター長が指定する者 アセット ター長が 指定する 8の1日 勤務日 中前 10 時 30 分から午後 7 分から午後 7 分から午後 7 分から午後 2 時 15 分まで 午後 2 時か ら午後 3 時 まで 午後 3 時か ら午後 4 時 まで 午後 3 時か ら午後 4 時 まで 午後 3 時か ら午後 4 時 まで 年後 3 時か ら午後 4 時 から午後 4 時 まで 年後 3 時か ら午後 4 時 から午後 4 時 なりから午後 9 分から午後 9 分から午後 4									
ジメントセンターに勤務する職員のうち、共用施設アセットマネジメントセンター長が指定する者 時30分まで 年後1時30分から午後2 時30分まで 年後2時30分まで 年後2時から午後2時30分まで 年後2時から午後3時15分まで 年後3時から午後3時から午後4時まで 年後3時から午後4時まで 年後0時30分から午後4時45分まで 年後0時30分から午後4	共用施設ア	4 週	共用施設	午前 8 時 45	午後 0 時 30				
ンターに勤務する職員のうち、共用施設アセットマネジメントセンター長が指定する者 第の1日勤務日 中部10時30年後1時30分から午後2時30分まで 中後2時から午後3時30分まで 中後3時2年後3時から午後3時から午後4時まで 中後3時から午後4時30分から午後9分から午後4 本前11時から午後3時から午後4時まで 年後0時30分から午後4時30分から午後4時4 本前11時から午後3時から午後4時4 本前11時から午後3時から午後4時4 本方分まで 年後3時から午後4	セットマネ	<u>間</u>	アセット	分から午後 5	<u>分から午後 1</u>				
務する職員 のうち、共 用施設アセットマネジメントセンター長が指定する者ター長が 指定する 8の1日 勤務日分から午後 7 時 15 分まで 午後 2 時から午後 3 時 主で 午後 3 時から午後 4 時 まで 午後 3 時から午後 4 時 も午後 7 時 も午後 7 時 ・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ジメントセ		マネジメ	時 30 分まで	時 30 分まで				
加売指定する 8の1日 動務日時15分まで 午後2時から午後3時 まで 午後3時から午後3時から午後4時 まで 年前11時から午後4時 まで 年後3時から午後4時 まで 年後3時から午後4時 まで 年後0時30分から午後9分から午後4	ンターに勤		ントセン	午前 10 時 30	午後 1 時 30				
用施設アセットマネジメントセンター長が指定する者第8の1日 第8日午後 2 時から午後 3 時まで 年後 3 時から午後 4 時まで 年前 11 時か 午後 3 時から午後 7 時ら午後 4 時45分まで まで 年後 0 時 30 分から午後 9 分から午後 4	務する職員		ター長が	分から午後 7	分から午後 2				
ットマネジメントセンター長が指定する者勤務日ら午後3時 まで 午後3時から午後4時 まで午前11時から午後3時から午後3時から午後4時 45分まで 午後0時30分から午後9分から午後4	のうち、共		指定する	時 15 分まで	時 30 分まで				
メントセン ター長が指 定する者まで 午後 3 時か ら午後 4 時 まで午前 11 時か ら午後 7 時 ら午後 4 時 45 分まで 午後 0 時 30 分から午後 9 分から午後 4	用施設アセ		8の1日		午後 2 時か				
ター長が指定する者午後3時から午後4時まで年前11時から午後3時から午後7時ら午後4時5年後4時45分までまでまで午後0時30分から午後9分から午後4	ットマネジ		勤務日		ら午後 3 時				
定する者 ら午後 4 時まで 午前 11 時から午後 7 時ら午後 4 時45分までまで 今から午後 9 分から午後 4	メントセン				<u>まで</u>				
まで 午前 11 時か 午後 3 時か ら午後 7 時 ら午後 4 時 45 分まで まで 午後 0 時 30 午後 3 時 30 分から午後 9 分から午後 4	ター長が指				午後 3 時か				
午前 11 時か午後 3 時から午後 7 時ら午後 4 時45 分までまで午後 0 時 30午後 3 時 30分から午後 9分から午後 4	定する者				ら午後 4 時				
ら午後 7 時 45 分までら午後 4 時 まで午後 0 時 30 分から午後 9午後 3 時 30 分から午後 4					まで				
45 分までまで午後 0 時 30午後 3 時 30分から午後 9分から午後 4				午前 11 時か	午後 3 時か				
午後 0 時 30午後 3 時 30分から午後 9分から午後 4				ら午後 7 時	ら午後 4 時				
分から午後9 分から午後4				<u>45 分まで</u>	まで				
				午後 0 時 30	午後 3 時 30				
mt				分から午後9	分から午後 4				
<u>時 15 分まで</u> 時 30 分まで				時 15 分まで	時 30 分まで				